

令和元年度名古屋市教育委員会第51号議案

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

- (1) 子ども応援委員会制度担当部子ども応援室に一般職の任期付職員でない職員として、主任指導主事が導入されることとなりました。当該職員は、学校の教職員と連携して児童生徒の相談業務等を行う必要があることから、これらの者の勤務時間等を学校の教職員と同様の取扱いにできるよう、勤務時間の特例等を定めるものです。

勤務時間		休憩時間 (休憩時間の時限)	週休日
A	8:15 ～ 16:45	45分 (12:15 ～ 13:00)	日曜日・土曜日
B	8:45 ～ 17:30	1 時間 (12:00 ～ 13:00)	

※当該職員が宿泊を伴う業務に従事する場合における勤務時間の割振り等を、学校の教員についてそれぞれ定めていることと同様に、子ども応援委員会制度担当部子ども応援室長が別に定めることとします。

- (2) 市立中央高等学校の定時制課程（昼間）においてスクールカウンセラーの職務にあたる一般職の任期付職員については、指導部指導室の所属となっていました。子ども応援委員会制度担当部子ども応援室の所属となることから、規定の整備を行います。
- (3) 原則勤務職員（午前 8 時 45 分から 7 時間 45 分の勤務、週休日は土日を原則とする職員）のうち、子の養育、要介護者の介護等の事由に該当する職員については、早出遅出勤務が可能となったため、早出遅出勤務が可能な職員が在籍する職場について、職員の休憩時間の時限を定めます。

ア 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則

イ 名古屋市子ども適応相談センター処務規則

ウ 名古屋市学校事務センター規則

※主査（学校事務改善）を除きます。

エ 名古屋市図書館処務規則

※鶴舞中央図書館整理課収集整理係の職員に限ります。

(4) 地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の改正に伴い、再任用短時間勤務職員が導入されることとなりました。職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）において、当該職員の勤務時間等の原則が定められていますが、業務の性質上原則によることのできない者の勤務時間の特例等を定めるため、(3) に掲げた改正を要する規則に加えて、以下の規則について規定の整備を行います。

ア 名古屋市野外教育センター処務規則

イ 上汐田教育集会所処務規則

ウ 名古屋市見晴台考古資料館処務規則

エ 名古屋市博物館処務規則

オ 名古屋市美術館処務規則

カ 名古屋市科学館処務規則

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則

(名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部改正)

第1条 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則(平成23年名古屋市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第1条第3項」を「第1条第5項」に改める。

第2条第1項から第3項までを削り、同条第4項中「若しくは第2項又は前3項」を「から第4項まで」に、「別表」を「別表第1(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者(以下「再任用短時間勤務職員」という。))にあっては、別表第2)」に改め、同項を同条第1項とし、同条第5項を同条第2項とし、同項の次に次の3項を加える。

- 3 規則第1条第2項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、正午から午後1時までとする。
- 4 規則第1条第3項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、別表第3に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限とする。
- 5 規則第1条第4項の規定の適用を受ける再任用短時間勤務職員の休憩時間の時限は、その者の勤務時間の割振りが午前8時45分から午後3時30分までの場合にあっては正午から午後0時45分まで、午前9時から午後3時45分までの場合にあっては午後0時15分から午後1時までとする。

別表中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同表職員の範囲の欄中「子ども応援委員会制度担当部子ども応援室に所属する一般職の任期付職員」を「子ども応援委員会制度担当部子ども応援室に所属する指導主事（中学校に勤務することがある者に限る。）」に改め、同表中

「

指導部指導室に所属する職員のうち、個別最適化された学びの推進に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時15分から午後4時45分までの間において7時間45分とする。	休憩時間は1日について45分とし、その時限は指導室長が定める。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	
指導部指導室に所属する一般職の任期付職員	A	1日について午前8時30分から午後5時までの間において7時間45分とする。	休憩時間は1日について45分とし、その時限は正午から午後0時45分までとする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	

」

を

子ども応援委員会制度担当部子ども応援室に所属する指導主事（高等学校に勤務することがある者に限る。）	A	1日について午前8時30分から午後5時までの間において7時間45分とする。	休憩時間は1日について45分とし、その時限は正午から午後0時45分までとする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	
指導部指導室に所属する職員のうち、個別最適化された学びの推進に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時15分から午後4時45分までの間において7時間45分とする。	休憩時間は1日について45分とし、その時限は指導室長が定める。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	

に改め、同表備考中「一般職の任期付職員」を「指導主事（中学校に勤務することがある者に限る。）」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第2（第2条第1項関係）

職員の範囲	勤務時間の割振り		休憩時間及びその時限	週休日
総務部総務課に所属する職員のうち、ワークステーションに関する業務に従事する者	1日について午前10時から午後5時までの間において6時間とする。		休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	日曜日及び土曜日とする。
総務部人権教育室に所属する職員のうち、西文化センターにおいて	A	1日について午前8時45分から午後3時30分までの間において6時間とする。	休憩時間は1日について45分とし、その時限は人権教育室長が定める。	日曜日及び4週間を通じて4日とする。
	B	1日について午前10時30分から午後5時15分までの間において6時間とする。		

学習相談に関する業務に従事する者	C	1日について午後2時15分から午後9時までの間において6時間とする。		
総務部人権教育室に所属する職員のうち、中文化センターにおいて学習相談に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時30分までの間において6時間とする。	休憩時間は1日について45分とし、その時限は人権教育室長が定める。	日曜日及び4週間を通じて4日とする。
	B	1日について午前9時30分から午後4時15分までの間において6時間とする。		
	C	1日について午前10時30分から午後5時15分までの間において6時間とする。		
	D	1日について午後2時15分から午後9時までの間において6時間とする。		
総務部人権教育室に所属する職員のうち、西文化センターにおいて人権教育指導に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時30分までの間において6時間とする。	休憩時間は1日について45分とし、その時限は人権教育室長が定める。	日曜日及び4週間を通じて4日とする。
	B	1日について午前10時30分から午後5時15分までの間において6時間とする。		
	C	1日について午後2時15分から午後9時までの間において6時間とする。		
総務部人権教育室に所属する職員のうち、中文化センターにおいて人権教育指導に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時30分までの間において6時間とする。	休憩時間は1日について45分とし、その時限は人権教育室長が定める。	日曜日及び4週間を通じて4日とする。
	B	1日について午前9時30分から午後4時15分までの間において6時間とする。		
	C	1日について午前10時30分から午後5時15分までの間において6時間とする。		
	D	1日について午後2時15分から午後9時までの間において6時間とする。		
総務部学校整備課に所属する職員のうち、学校施設の環境整備の推進に関する業務に従事する者		1日について午前9時30分から午後4時30分までの間において6時間とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	日曜日及び土曜日とする。
総務部学校整備課に所属する職員	A	1日について午前9時から午後4時までの間において6時間とする。	休憩時間は1日について1時間とし、	日曜日及び土曜日とする。

のうち、旧 学校施設に おける管理 運営に関す る業務に従 事する者	B	1 日について午後 2 時から午 後 9 時までの間において 6 時間 とする。	その時限は学 校整備課長が 定める。	
教務部教職 員課に所属 する職員の うち、施設 管理に関す る業務に従 事する者		1 日について午前 8 時から午後 2 時45分までの間において 6 時間とす る。	休憩時間は 1 日について 45分とし、そ の時限は午後 0 時15分から 午後 1 時まで とする。	日曜日及び土 曜日とする。
教務部教職 員課に所属 する職員の うち、給食 調理に関す る業務に従 事する者	A	1 日について午前 8 時15分か ら午後 3 時までの間において 6 時間とする。	休憩時間は 1 日について 45分とし、そ の時限は午後 0 時15分から 午後 1 時まで とする。	日曜日及び土 曜日とする。
	B	1 日について午前 8 時30分か ら午後 3 時15分までの間におい て 6 時間とする。		
	C	1 日について午前 8 時45分か ら午後 3 時30分までの間におい て 6 時間とする。		
	D	1 日について午前 9 時から午 後 3 時45分までの間において 6 時間とする。		
教務部教職 員課に所属 する職員の うち、介助 に関する業 務に従事す る者		1 日について午前 7 時45分から午 後 2 時30分までの間において 6 時間 とする。	休憩時間は 1 日について 45分とし、そ の時限は午後 0 時15分から 午後 1 時まで とする。	日曜日及び土 曜日とする。
教務部学事 課に所属す る職員のう ち、就学援 助及び就学 奨励に関す る業務に従 事する者		1 日について午前10時から午後 5 時までの間において 6 時間とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、 その時限は正 午から午後 1 時までとする。	日曜日及び土 曜日とする。
子ども応援 委員会制度 担当部子ど も応援室に 所属する職 員のうち、 子ども応援 委員会の運 営に関する 業務に従事 する者	A	1 日について午前 8 時45分か ら午後 3 時45分までの間におい て 6 時間とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、 その時限は子 ども応援室長 が定める。	日曜日及び土 曜日とする。
	B	1 日について午前10時30分か ら午後 5 時30分までの間におい て 6 時間とする。		
	C	1 日について午後 2 時から午 後 9 時までの間において 6 時間 とする。		

指導部指導室に所属する職員のうち、グローバル・エデュケーション・センターに係る運営事業者の指導、監督、企画運営等に関する業務に従事する者	1日について午前8時45分から午後5時までの間において7時間30分とする。		休憩時間は1日について45分とし、その時限は指導室長が定める。	4週間を通じて12日とする。
指導部指導室に所属する職員のうち、幼児の言語発達に係る個別指導等に関する業務に従事する者	1日について午前9時から午後4時までの間において6時間とする。		休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	日曜日及び土曜日とする。
指導部指導室に所属する職員のうち、日本語教育及び国際理解教育の指導に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時30分から午後3時30分までの間において6時間とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は指導室長が定める。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前10時から午後5時までの間において6時間とする。		
指導部指導室に所属する職員のうち、初期日本語集中教室における指導及び企画に関する業務に従事する者	1日について午前8時30分から午後3時30分までの間において6時間とする。		休憩時間は1日について1時間とし、その時限は指導室長が定める。	日曜日及び土曜日とする。
指導部学校保健課に所属する職員のうち、中学校スクールランチの衛生及び管理に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は学校保健課長が定める。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前10時から午後5時までの間において6時間とする。		

指導部学校保健課に所属する職員のうち、学校給食費の未納徴収事務及び未納整理に関する業務に従事する者	A	1日について午前9時から午後4時までの間において6時間とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は学校保健課長が定める。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午後1時から午後8時までの間において6時間とする。		
生涯学習部生涯学習課に所属する職員のうち児童生徒の学校外スポーツ活動及び部活動についての専門的な指導、助言等に関する業務に従事する者		1日について午前8時45分から午後5時15分までの間において7時間30分とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	日曜日及び土曜日並びに4週間を通じて4日とする。
生涯学習部生涯学習課に所属する職員のうち、部活動振興に関する業務に従事する者		1日について午前10時30分から午後5時30分までの間において6時間とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	日曜日及び土曜日とする。

別表第3（第2条第4項関係）

勤務区分	勤務時間の割振り	休憩時間の時限
A	午前7時45分から午後4時30分まで	正午から午後1時まで
B	午前8時15分から午後5時まで	正午から午後1時まで
C	午前9時15分から午後6時まで	正午から午後1時まで
D	午前9時45分から午後6時30分まで	正午から午後1時まで
E	午前7時45分から午後4時15分まで	正午から午後0時45分まで
F	午前8時15分から午後4時45分まで	正午から午後0時45分まで
G	午前8時45分から午後5時15分まで	正午から午後0時45分まで
H	午前9時から午後5時30分まで	午後0時15分から午後1時まで
I	午前9時30分から午後6時まで	午後0時15分から午後1時まで

J	午前10時から午後 6 時30分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
---	--------------------	---------------------

(名古屋市野外教育センター処務規則の一部改正)

第 2 条 名古屋市野外教育センター処務規則（昭和41年名古屋市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「次」を「別表第 1（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第 2）」に改め、同項の表を削る。

附則の次に次の 2 表を加える。

別表第 1（第 3 条関係）

職 員 の 団	勤 務 時 間		休 憩 時 間	週 休 日
副所長	A	1 日について午前 8 時30分 から午後 5 時15分までの間におい て 7 時間45分とする。	1 日につい て 1 時間とす る。	8 週間を通じ て16日とする。
	B	1 日について午前 8 時30分 から午後 5 時までの間において 7 時間45分とする。	1 日につい て45分とする。	
その他の職 員	A	1 日について午前 8 時30分 から午後 5 時15分までの間におい て 7 時間45分とする。	1 日につい て 1 時間とす る。	8 週間を通じ て16日とする。
	B	1 日について午後 0 時30分 から午後 9 時15分までの間におい て 7 時間45分とする。		
	C	1 日について午前 8 時30分 から午後 5 時までの間において 7 時間45分とする。	1 日につい て45分とする。	
	D	1 日について午後 0 時45分 から午後 9 時15分までの間におい て 7 時間45分とする。		

別表第 2（第 3 条関係）

職 員 の 範 囲	勤 務 時 間		休 憩 時 間	週 休 日
稲武野外教育センター所長	1 日について午前 8 時30分から午後 3 時30分までの間において 6 時間とする。		1 日について 1 時間とする。	4 週間を通じて 8 日とする。
中津川野外教育センター所長	A	1 日について午前 8 時30分から午後 3 時30分までの間において 6 時間とする。	1 日について 1 時間とする。	4 週間を通じて 8 日とする。
	B	1 日について午前 8 時30分から午後 3 時15分までの間において 6 時間とする。	1 日について 45 分とする。	
稲武野外教育センター	1 日について午前 8 時30分から午後 3 時30分までの間において 6 時間		1 日について 1 時間とす	4 週間を通じて 8 日とする。

に所属する職員のうち、 野外教育施設管理運営、 野外教育活動及び教科 に関する補助の業務に 従事する者	とする。	る。	
---	------	----	--

(名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部改正)

第 3 条 名古屋市子ども適応相談センター処務規則（昭和63年名古屋市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 項を次のように改める。

業務の性質上、職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）第 2 条第 3 項、第 3 条又は第 4 条第 1 項及び職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号。以下「規則」という。）第 1 条第 1 項から第 4 項までの規定によることのできない再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者をいう。以下同じ。）の範囲並びにその者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日並びに休憩時間の時限は、別表第 1 のとおりとする。

第 4 条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項に規定する職員以外の」を「規則第 1 条第 2 項の規定の適用を受ける」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に次の 2 項を加える。

3 規則第 1 条第 3 項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、別表第 2 に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限とする。

4 規則第 1 条第 4 項の規定の適用を受ける再任用短時間勤務職員の休憩時間の時限は、その者の勤務時間の割振りが午前 8 時45分から午後 3 時30分までの場合にあつては正午から午後 0 時45分まで、午前 9 時から午後 3 時45分までの場合にあつては午後 0 時15分から午後 1 時までとする。

附則の次に次の 2 表を加える。

別表第 1（第 4 条の 2 第 1 項関係）

職 員 の 範 囲	勤 務 時 間 の 割 振 り	休 憩 時 間 及びその時限	週 休 日
児童生徒及び保護者に対する教育相談及び集団適応指導に関する主任の業務に従事する者	1 日について午前 9 時 20 分から午後 4 時 5 分までの間において 6 時間とする。	1 日について 45 分とし、その時限は所長が定める。	日曜日及び土曜日とする。
児童生徒及び保護者に対する教育相談及び集団適応指導に関する業務に従事する者	1 日について午前 9 時 20 分から午後 4 時 5 分までの間において 6 時間とする。	1 日について 45 分とし、その時限は所長が定める。	日曜日及び土曜日とする。
センターの管理運営に関する業務に従事する者	1 日について午前 8 時 45 分から午後 3 時 30 分までの間において 6 時間とする。	1 日について 45 分とし、その時限は所長が定める。	日曜日及び土曜日とする。

別表第 2（第 4 条の 2 第 3 項関係）

勤務 区分	勤 務 時 間 の 割 振 り	休 憩 時 間 の 時 限
A	午前 7 時 45 分から午後 4 時 30 分まで	正午から午後 1 時まで
B	午前 8 時 15 分から午後 5 時まで	正午から午後 1 時まで
C	午前 9 時 15 分から午後 6 時まで	正午から午後 1 時まで
D	午前 9 時 45 分から午後 6 時 30 分まで	正午から午後 1 時まで
E	午前 7 時 45 分から午後 4 時 15 分まで	正午から午後 0 時 45 分まで
F	午前 8 時 15 分から午後 4 時 45 分まで	正午から午後 0 時 45 分まで
G	午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで	正午から午後 0 時 45 分まで
H	午前 9 時から午後 5 時 30 分まで	午後 0 時 15 分から午後 1 時まで
I	午前 9 時 30 分から午後 6 時まで	午後 0 時 15 分から午後 1 時まで
J	午前 10 時から午後 6 時 30 分まで	午後 0 時 15 分から午後 1 時まで

(名古屋市学校事務センター規則の一部改正)

第 4 条 名古屋市学校事務センター規則（平成 29 年名古屋市教育委員会規則第

3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「次」を「別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第2）」に改め、同項の表を削る。

附則の次に次の2表を加える。

別表第1（第5条関係）

職 員 の 団	勤 務 時 間		休 憩 時 間	週 休 日
所長、事務 支援係及び 給与係の職 員	A	1 日について午前 7 時 45 分 から午後 4 時 15 分までの間に おいて 7 時間 45 分とする。	1 日につい て 45 分とする。	日曜日及び土 曜日とする。
	B	1 日について午前 8 時 15 分 から午後 4 時 45 分までの間に おいて 7 時間 45 分とする。		
	C	1 日について午前 8 時 45 分 から午後 5 時 15 分までの間に おいて 7 時間 45 分とする。		
	D	1 日について午前 7 時 45 分 から午後 4 時 30 分までの間に おいて 7 時間 45 分とする。	1 日につい て 1 時間とす る。	
	E	1 日について午前 8 時 15 分 から午後 5 時までの間に おいて 7 時間 45 分とする。		
	F	1 日について午前 8 時 45 分 から午後 5 時 30 分までの間に おいて 7 時間 45 分とする。		
	G	1 日について午前 9 時 15 分 から午後 6 時までの間に おいて 7 時間 45 分とする。		
	H	1 日について午前 9 時 45 分 から午後 6 時 30 分までの間に おいて 7 時間 45 分とする。		
主査（学校 事務改善）	1 日について午前 8 時 15 分 から午後 4 時 45 分までの間に おいて 7 時間 45 分とする。		1 日につい て 45 分とする。	日曜日及び土 曜日とする。

別表第2（第5条関係）

職 員 の 範 囲	勤 務 時 間		休 憩 時 間	週 休 日
学校事務に 関する業務 に従事する 者	A	1日について午前8時15分から午後4時30分までの間において7時間30分とする。	1日について45分とする。	日曜日及び土曜日並びに4週間を通じて4日とする。
	B	1日について午前8時30分から午後4時45分までの間において7時間30分とする。		

	C	1 日について午前 8 時45分から午後 5 時までの間において 7 時間30分とする。	1 日について午前 8 時15分から午後 3 時までの間において 6 時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	D	1 日について午前 9 時から午後 5 時15分までの間において 7 時間30分とする。		
	E	1 日について午前 8 時15分から午後 3 時までの間において 6 時間とする。		
	F	1 日について午前 8 時30分から午後 3 時15分までの間において 6 時間とする。		
	G	1 日について午前 8 時45分から午後 3 時30分までの間において 6 時間とする。		
	H	1 日について午前 9 時から午後 3 時45分までの間において 6 時間とする。		

(上汐田教育集会所処務規則の一部改正)

第 5 条 上汐田教育集会所処務規則（平成30年名古屋市教育局教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「主査（上汐田教育集会所）」の次に「その他必要な職員」を加える。

第 3 条第 1 項中「主査」を「職員」に、「次」を「別表第 1（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第 2）」に改め、同項の表を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「主査」を「職員」に改める。

附則の次に次の 2 表を加える。

別表第 1（第 3 条関係）

職 員 の 団 体	勤 務 時 間		休 憩 時 間	週 休 日
主査	A	1 日について午前 8 時45分から午後 5 時15分までの間において 7 時間45分とする。	1 日について45分とする。	月曜日及び 4 週間を通じて 4 日とする。
	B	1 日について午前 8 時45分から午後 5 時30分までの間において 7 時間45分とする。	1 日について1 時間とする。	

別表第 2（第 3 条関係）

職 員 の 団 体	勤 務 時 間		休 憩 時 間	週 休 日
-----------	---------	--	---------	-------

地域住民の教育・文化の向上に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時30分までの間において6時間とする。	1日について45分とする。	月曜日及び4週間を通じて4日とする。
	B	1日について午後2時15分から午後9時までの間において6時間とする。		

(名古屋市見晴台考古資料館処務規則の一部改正)

第6条 名古屋市見晴台考古資料館処務規則（昭和54年名古屋市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次」を「別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第2）」に改め、同項の表を削る。

附則の次に次の2表を加える。

別表第1（第3条関係）

職員の 範囲	勤務時間		休憩時間	週休日
全職員	A	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて8日とする。
	B	1日について午前8時45分から午後5時15分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	

別表第2（第3条関係）

職員の 範囲	勤務時間		休憩時間	週休日
館長	A	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて8日とする。
	B	1日について午前10時30分から午後5時30分までの間において6時間とする。		

(名古屋市図書館処務規則の一部改正)

第7条 名古屋市図書館処務規則（昭和39年名古屋市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次」を「別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第2）」に改め、同項の表を削る。

附則の次に次の2表を加える。

別表第 1（第 6 条関係）

名 称	職員の 範 囲	勤 務 時 間		休 憩 時 間	週 休 日
中央 図 書 館	館長	A	1 日について午前 8 時45分 から午後 5 時30分までの間におい て 7 時間45分とする。	1 日につい て 1 時間とす る。	日曜日及び 4 週間を通じ て 4 日とする。
		B	1 日について午前 9 時から午 後 5 時30分までの間において 7 時間45分とする。	1 日につい て45分とする。	
	副館長、 整理課長 及び庶務 係に勤務 する職員	A	1 日について午前 8 時45分 から午後 5 時30分までの間におい て 7 時間45分とする。	1 日につい て 1 時間とす る。	1 週間につ いて 1 日及び 4 週間を通じ て 4 日とする。
		B	1 日について午前 9 時から午 後 5 時30分までの間において 7 時間45分とする。	1 日につい て45分とする。	
	奉仕課及 び整理課 情報シス テム係に 勤務する 職員	A	1 日について午前 8 時45分 から午後 5 時30分までの間におい て 7 時間45分とする。	1 日につい て 1 時間とす る。	1 週間につ いて 1 日及び 4 週間を通じ て 4 日とする。
		B	1 日について午前10時30分 から午後 7 時15分までの間におい て 7 時間45分とする。		
		C	1 日について午前11時30分 から午後 8 時15分までの間におい て 7 時間45分とする。		
		D	1 日について午前 9 時から午 後 5 時30分までの間において 7 時間45分とする。	1 日につい て45分とする。	
		E	1 日について午前10時45分 から午後 7 時15分までの間におい て 7 時間45分とする。		
		F	1 日について午前11時45分 から午後 8 時15分までの間におい て 7 時間45分とする。		
	整理課収 集整理係 に勤務す る職員	A	1 日について午前 7 時45分 から午後 4 時30分までの間におい て 7 時間45分とする。	1 日につい て 1 時間とす る。	日曜日及び 土曜日とする。
		B	1 日について午前 8 時15分 から午後 5 時までの間において 7 時間45分とする。		
		C	1 日について午前 8 時45分 から午後 5 時30分までの間におい て 7 時間45分とする。		
		D	1 日について午前 9 時15分 から午後 6 時までの間において 7 時間45分とする。		
		E	1 日について午前 9 時45分 から午後 6 時30分までの間におい て 7 時間45分とする。		

		F	1日について午前9時から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	
		G	1日について午前9時30分から午後6時までの間において7時間45分とする。		
		H	1日について午前10時から午後6時30分までの間において7時間45分とする。		
分館	全職員	A	1日について午前8時30分から午後5時15分までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	1週間について1日及び4週間を通じて4日とする。
		B	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。		
		C	1日について午前10時30分から午後7時15分までの間において7時間45分とする。		
		D	1日について午前8時45分から午後5時15分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	
		E	1日について午前9時から午後5時30分までの間において7時間45分とする。		
		F	1日について午前10時45分から午後7時15分までの間において7時間45分とする。		

別表第2（第6条関係）

名称	職員の範囲	勤務時間		休憩時間	週休日
中央図書館	図書館に配置されている知的障害者へのサポート等に関する業務に従事する者	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。		1日について1時間とする。	日曜日及び月曜日とする。
	中央図書館における奉仕調査に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて8日とする。
		B	1日について午前9時30分から午後4時30分までの間において6時間とする。		
		C	1日について午前10時15分から午後5時15分までの間において6時間とする。		

		D	1日について午後0時15分から午後7時15分までの間において6時間とする。		
		E	1日について午後1時15分から午後8時15分までの間において6時間とする。		
	中央図書館の管理運営に関する業務に従事する者		1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて8日とする。
分館	分館における奉仕調査に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて8日とする。
		B	1日について午前10時15分から午後5時15分までの間において6時間とする。		
		C	1日について午後0時15分から午後7時15分までの間において6時間とする。		
	分館の管理運営に関する業務に従事する者		1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて8日とする。

(名古屋市博物館処務規則の一部改正)

第8条 名古屋市博物館処務規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次」を「別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第2）」に改め、同項の表を削る。

附則の次に次の2表を加える。

別表第1（第6条関係）

名 称	職員の 範 囲	勤 務 時 間		休 憩 時 間	週 休 日
博物館（分館を除く。）	副館長	A	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	1週間について1日及び4週間を通じて4日とする。
		B	1日について午前9時から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	
	その他の職員	A	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて8日とする。

		B	1日について午前9時から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	
蓬左文庫	全職員	A	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて8日とする。
		B	1日について午前9時から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	
秀吉清正記念館	全職員 (第2条第4項の館長を除く。)	A	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて8日とする。
		B	1日について午前9時から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	

別表第2 (第6条関係)

名称	職員の範囲	勤務時間	休憩時間	週休日
博物館（分館を除く。）	博物館に関する普 及に関する業務に 従事する者	1日について午前8時45分から午後5時15分までの間において7時間30分とする。	1日について1時間とする。	日曜日、月曜日及び土曜日とする。
	博物館に関する調 査研究に関する業 務に従事する者	1日について午前8時45分から午後5時15分までの間において7時間30分とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて12日とする。
蓬左文庫	蓬左文庫資料の保 存及び活用に関す る業務に従事する 者	1日について午前8時45分から午後5時15分までの間において7時間30分とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて12日とする。
	蓬左文庫の管理運 営に関する業務に 従事する者	1日について午前8時45分から午後5時15分までの間において7時間30分とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて12日とする。
秀吉清正記念館	秀吉清正記念館に 関する調査研究に 関する業務に従事 する者	1日について午前9時から午後5時30分までの間において7時間30分とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて12日とする。

秀吉清正 記念館の 管理運営 に関する 業務に従 事する者	1 日について午前 9 時から午後 5 時30分までの間において 7 時間30分とする。	1 日について 1 時間とする。	4 週間を通じて12日とする。
--	--	------------------	-----------------

(名古屋市美術館処務規則の一部改正)

第 9 条 名古屋市美術館処務規則（昭和63年名古屋市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「次」を「別表第 1（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第 2）」に改め、同項の表を削る。

附則の次に次の 2 表を加える。

別表第 1（第 5 条関係）

職 員 の 団 体	勤 務 時 間		休 憩 時 間	週 休 日
副館長	A	1 日について午前 8 時45分から午後 5 時30分までの間において 7 時間45分とする。	1 日について 1 時間とする。	1 週間について 1 日及び 4 週間を通じて 4 日とする。
	B	1 日について午前 9 時から午後 5 時30分までの間において 7 時間45分とする。	1 日について 45分とする。	
その他の職員	A	1 日について午前 8 時45分から午後 5 時30分までの間において 7 時間45分とする。	1 日について 1 時間とする。	4 週間を通じて 8 日とする。
	B	1 日について午前11時30分から午後 8 時15分までの間において 7 時間45分とする。		
	C	1 日について午前 9 時から午後 5 時30分までの間において 7 時間45分とする。	1 日について 45分とする。	
	D	1 日について午前11時45分から午後 8 時15分までの間において 7 時間45分とする。		

別表第 2（第 5 条関係）

職 員 の 団 体	勤 務 時 間	休 憩 時 間	週 休 日
美術館に関する調査研究及び情報提供に関する業務に従事する者	1 日について午前 8 時45分から午後 3 時45分までの間において 6 時間とする。	1 日について 1 時間とする。	4 週間を通じて 8 日とする。

(名古屋市科学館処務規則の一部改正)

第10条 名古屋市科学館処務規則（昭和55年名古屋市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次」を「別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第2）」に改め、同項の表を削る。

附則の次に次の2表を加える。

別表第1（第6条関係）

職員の 範囲	勤務時間		休憩時間	週休日
副館長	A	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	1週間について1日及び4週間を通じて4日とする。
	B	1日について午前9時から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	
	C	1日について午前11時15分から午後8時までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	
	D	1日について午前11時15分から午後7時45分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	
	E	1日について午後0時15分から午後9時までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	
	F	1日について午後0時15分から午後8時45分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	
その他の職員	A	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて8日とする。
	B	1日について午前9時から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	
	C	1日について午前11時15分から午後8時までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	
	D	1日について午前11時15分から午後7時45分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	
	E	1日について午後0時15分から午後9時までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	

	F	1 日について午後 0 時15分から午後 8 時45分までの間において 7 時間45分とする。	1 日について45分とする。
--	---	---	----------------

別表第 2 （第 6 条関係）

職 員 の 範 囲	勤 務 時 間		休 憩 時 間	週 休 日
科学館の管理運営に関する業務に従事する者	1 日について午前 9 時30分から午後 4 時30分までの間において 6 時間とする。		1 日について1時間とする。	4 週間を通じて 8 日とする。
科学教育の普及及び振興のための指導、相談、助言等に関する業務に従事する者	1 日について午前 9 時30分から午後 4 時30分までの間において 6 時間とする。		1 日について1時間とする。	4 週間を通じて 8 日とする。
科学館に関する調査研究及び情報提供に関する業務に従事する者	A	1 日について午前 9 時30分から午後 4 時30分までの間において 6 時間とする。	1 日について1時間とする。	4 週間を通じて 8 日とする。
	B	1 日について午前10時から午後 5 時までの間において 6 時間とする。		
科学館における展示運営等に関する統括の業務に従事する者	1 日について午前 9 時から午後 5 時30分までの間において 7 時間30分とする。		1 日について1時間とする。	4 週間を通じて12日とする。
科学館における展示運営等に関する補助の業務に従事する者	A	1 日について午前 9 時から午後 5 時30分までの間において 7 時間30分とする。	1 日について1時間とする。	4 週間を通じて12日とする。
	B	1 日について午前 9 時から午後 4 時までの間において 6 時間とする。	1 日について1時間とする。	4 週間を通じて 8 日とする。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

1 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則（抜すい）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第 1 条 この規則は、職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号。以下「条例」という。）第 4 条第 2 項及び第 5 条並びに職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号。以下「規則」という。）第 1 条第 5 項（教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和26年名古屋市条例第31号）第 1 条においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、教育長及び教育委員会事務局の職員（以下「職員」と総称する。）の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日並びに休憩時間の時限について定めるものとする。 （勤務時間の特例等）	（趣旨） 第 1 条 この規則は、職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号。以下「条例」という。）第 4 条第 2 項及び第 5 条並びに職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号。以下「規則」という。）第 1 条第 3 項（教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和26年名古屋市条例第31号）第 1 条においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、教育長及び教育委員会事務局の職員（以下「職員」と総称する。）の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日並びに休憩時間の時限について定めるものとする。 （勤務時間の特例等） 第 2 条 <u>条例第 8 条に規定する勤務をさせる見込みがないと教育長が認める職員の勤務時間の割振りは、午前 8 時45 分から午後 5 時15分まで又は午前 9 時</u>

第2条 業務の性質上、条例第2条第3項、第3条又は第4条第1項及び規則第1条第1項から第4項までの規定によることができない職員（次項の規定により教育長が定める者を除く。）の範囲並びにその者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日並びに休憩時間の時限は、別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、別表第2）のとおりとする。

2 （略）

3 規則第1条第2項の規定の適用を受

から午後5時30分までの間において1日7時間45分とし、休憩時間は、45分とし、週休日は、日曜日及び土曜日とする。

2 前項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、勤務時間の割振りが午前8時45分から午後5時15分までの場合にあつては正午から午後0時45分までとし、午前9時から午後5時30分までの場合にあつては午後0時15分から午後1時までとする。

3 前2項に規定する職員以外の職員の休憩時間の時限は、正午から午後1時までとする。

4 業務の性質上、条例第2条第3項、第3条又は第4条第1項及び規則第1条第1項若しくは第2項又は前3項の規定によることができない職員（次項の規定により教育長が定める者を除く。）の範囲並びにその者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日並びに休憩時間の時限は、別表のとおりとする。

5 （略）

ける職員の休憩時間の時限は、正午から午後 1 時までとする。

4 規則第 1 条第 3 項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、別表第 3 に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限とする。

5 規則第 1 条第 4 項の規定の適用を受ける再任用短時間勤務職員の休憩時間の時限は、その者の勤務時間の割振りが午前 8 時45分から午後 3 時30分までの場合にあつては正午から午後 0 時45分まで、午前 9 時から午後 3 時45分までの場合にあつては午後 0 時15分から午後 1 時までとする。

別表第 1 (第 2 条第 1 項関係)

職員の 範囲	勤務時間の割 振り	休憩時間 及びその 時限	週休日
子ども 応援委 員会制 度担当 部子ど も応援 室に所 属する 指導主 事（中 学校に 勤務す ること がある ものに 限る。）	(略)		
子ども 応援委	A	1 日に ついて午	休憩時 間は 1 日 日曜 日及び

別表 (第 2 条関係)

職員の 範囲	勤務時間の割 振り	休憩時間 及びその 時限	週休日
子ども 応援委 員会制 度担当 部子ど も応援 室に所 属する 一般職 の任期 付職員	(略)		

<u>員会制度担当部子ども応援室に所属する指導主事（高等学校に勤務することがある者に限る。）</u>		<u>前 8 時30 分から午後 5 時までの間に</u> <u>おいて 7 時間45分とする。</u>	<u>について</u> <u>45分とし、その時限は正午から午後 0 時45分までとする。</u>	<u>土曜日とする。</u>
	<u>B</u>	<u>1 日について午前 8 時45 分から午後 5 時30 分までの間に</u> <u>おいて 7 時間45分とする。</u>	<u>休憩時間は 1 日について 1 時間とし、その時限は正午から午後 1 時までとする。</u>	
(略)				
備考 子ども応援委員会制度担当部子ども応援室に所属する <u>指導主事（中学校に勤務することがあるものに限る。）</u> が宿泊を伴う業務に従事する場合における勤務時間の割振り並びに休憩時間及びその時限並びに週休日は、この表に				
(略)				
<u>指導部指導室に所属する一般職の任期付職員</u>	<u>A</u>	<u>1 日について午前 8 時30 分から午後 5 時までの間に</u> <u>おいて 7 時間45分とする。</u>	<u>休憩時間は 1 日について 45分とし、その時限は正午から午後 0 時45分までとする。</u>	<u>日曜日及び土曜日とする。</u>
	<u>B</u>	<u>1 日について午前 8 時45 分から午後 5 時30 分までの間に</u> <u>おいて 7 時間45分とする。</u>	<u>休憩時間は 1 日について 1 時間とし、その時限は正午から午後 1 時までとする。</u>	
備考 子ども応援委員会制度担当部子ども応援室に所属する <u>一般職の任期付職員</u> が宿泊を伴う業務に従事する場合における勤務時間の割振り並びに休憩時間及びその時限並びに週休日は、この表にかかわらず、各職員について子ども				

かかわらず、各職員について子ども応援委員会制度担当部子ども応援室長が定める。	応援委員会制度担当部子ども応援室長が定める。
---	-------------------------------

2 名古屋市野外教育センター処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行														
（勤務時間の特例等） 第 3 条 職員の勤務時間の特例等は、<u>別表第 1（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第 2）</u>のとおりとする。	（勤務時間の特例等） 第 3 条 職員の勤務時間の特例等は、<u>次</u>のとおりとする。 <table><tr><th>職員の範囲</th><th>勤務時間</th><th>休憩時間</th><th>週休日</th></tr><tr><td rowspan="2">副所長</td><td>A 1 日に ついて午前 8 時30 分から午後 5 時15 分までの 間におい て 7 時間 45分とす る。</td><td>1 日に ついて 1 時間とす る。</td><td rowspan="2">8 週 間を通 じて16 日とす る。</td></tr><tr><td>B 1 日に ついて午前 8 時30 分から午後 5 時ま での間に おいて 7 時間45分 とする。</td><td>1 日に ついて45 分とする。</td></tr><tr><td>その他の職員</td><td>A 1 日に ついて午前 8 時30 分から午後 5 時15 分までの 間におい て 7 時間</td><td>1 日に ついて 1 時間とす る。</td><td>8 週 間を通 じて16 日とす る。</td></tr></table>	職員の範囲	勤務時間	休憩時間	週休日	副所長	A 1 日に ついて午前 8 時30 分から午後 5 時15 分までの 間におい て 7 時間 45分とす る。	1 日に ついて 1 時間とす る。	8 週 間を通 じて16 日とす る。	B 1 日に ついて午前 8 時30 分から午後 5 時ま での間に おいて 7 時間45分 とする。	1 日に ついて45 分とする。	その他の職員	A 1 日に ついて午前 8 時30 分から午後 5 時15 分までの 間におい て 7 時間	1 日に ついて 1 時間とす る。	8 週 間を通 じて16 日とす る。
職員の範囲	勤務時間	休憩時間	週休日												
副所長	A 1 日に ついて午前 8 時30 分から午後 5 時15 分までの 間におい て 7 時間 45分とす る。	1 日に ついて 1 時間とす る。	8 週 間を通 じて16 日とす る。												
	B 1 日に ついて午前 8 時30 分から午後 5 時ま での間に おいて 7 時間45分 とする。	1 日に ついて45 分とする。													
その他の職員	A 1 日に ついて午前 8 時30 分から午後 5 時15 分までの 間におい て 7 時間	1 日に ついて 1 時間とす る。	8 週 間を通 じて16 日とす る。												

		<u>45分とする。</u>		
	<u>B</u>	<u>1日について午後0時30分から午後9時15分までの間に</u> <u>おいて7時間45分とする。</u>		
	<u>C</u>	<u>1日について午前8時30分から午後5時までの間に</u> <u>おいて7時間45分とする。</u>	<u>1日について45分とする。</u>	
	<u>D</u>	<u>1日について午後0時45分から午後9時15分までの間に</u> <u>おいて7時間45分とする。</u>		
2～4（略）		2～4（略）		

3 名古屋市子ども適応相談センター処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
（勤務時間の特例等） 第4条の2 <u>業務の性質上、職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）第2条第3項、第3条又は第4条第1項及び職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第</u>	（勤務時間の特例等） 第4条の2 <u>職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）第8条に規定する勤務をさせる見込みがないと教育長が認める職員の勤務時間の割振りは、午前8時45分から午後5時15分まで又は午前9時から</u>

11号。以下「規則」という。）第1条第1項から第4項までの規定によることができない再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者をいう。以下同じ。）の範囲並びにその者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日並びに休憩時間の時限は、別表第1のとおりとする。

2 規則第1条第2項の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、正午から午後1時までとする。

3 規則第1条第3項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、別表第2に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限とする。

4 規則第1条第4項の規定の適用を受ける再任用短時間勤務職員の休憩時間の時限は、その者の勤務時間の割振りが午前8時45分から午後3時30分までの場合にあつては正午から午後0時45

午後5時30分までの間において1日7時間45分とし、休憩時間は、45分とし、週休日は、日曜日及び土曜日とする。

2 前項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、勤務時間の割振りが午前8時45分から午後5時15分までの場合にあつては正午から午後0時45分までとし、午前9時から午後5時30分までの場合にあつては午後0時15分から午後1時までとする。

3 前2項に規定する職員以外の職員の休憩時間の時限は、正午から午後1時までとする。

<u>分まで、午前 9 時から午後 3 時45分ま</u> <u>での場合にあっては午後 0 時15分から</u> <u>午後 1 時までとする。</u>	
---	--

4 名古屋市学校事務センター規則（抜すい）

改 正 案	現 行														
（勤務時間の特例等） 第 5 条 職員の勤務時間の特例等は、<u>別表第 1（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者</u><u>にあっては、別表第 2）</u>のとおりとする。	（勤務時間の特例等） 第 5 条 職員の勤務時間の特例等は、<u>次のとおりとする。</u> <table><tr><th>職員の範囲</th><th>勤務時間</th><th>休憩時間</th><th>週休日</th></tr><tr><td rowspan="2"><u>所長、事務支援係及び給与係の職員</u></td><td><u>A</u> 1 日について午前 8 時45 分から午後 5 時15 分までの間において 7 時間45分とする。</td><td>1 日について45 分とする。</td><td rowspan="2"><u>日曜日及び土曜日とする。</u></td></tr><tr><td><u>B</u> 1 日について午前 8 時45 分から午後 5 時30 分までの間において 7 時間45分とする。</td><td>1 日について1 時間とする。</td></tr><tr><td><u>主査（学校事務改善）</u></td><td>1 日について午前 8 時15 分から午後 4 時45分までの間において 7 時間45分とする。</td><td>1 日について45 分とする。</td><td></td></tr></table>	職員の範囲	勤務時間	休憩時間	週休日	<u>所長、事務支援係及び給与係の職員</u>	<u>A</u> 1 日について午前 8 時45 分から午後 5 時15 分までの間において 7 時間45分とする。	1 日について45 分とする。	<u>日曜日及び土曜日とする。</u>	<u>B</u> 1 日について午前 8 時45 分から午後 5 時30 分までの間において 7 時間45分とする。	1 日について1 時間とする。	<u>主査（学校事務改善）</u>	1 日について午前 8 時15 分から午後 4 時45分までの間において 7 時間45分とする。	1 日について45 分とする。	
職員の範囲	勤務時間	休憩時間	週休日												
<u>所長、事務支援係及び給与係の職員</u>	<u>A</u> 1 日について午前 8 時45 分から午後 5 時15 分までの間において 7 時間45分とする。	1 日について45 分とする。	<u>日曜日及び土曜日とする。</u>												
	<u>B</u> 1 日について午前 8 時45 分から午後 5 時30 分までの間において 7 時間45分とする。	1 日について1 時間とする。													
<u>主査（学校事務改善）</u>	1 日について午前 8 時15 分から午後 4 時45分までの間において 7 時間45分とする。	1 日について45 分とする。													

2 ～ 3 (略)	2 ～ 3 (略)
-----------	-----------

5 上汐田教育集会所処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行												
(所長その他の職員) 第 2 条 (略) 2 (略) 3 教育集会所に、所務を処理するため、主査（上汐田教育集会所）<u>その他必要な職員</u>を置く。 4 ～ 5 (略) (勤務時間の特例等) 第 3 条 <u>職員</u>の勤務時間の特例等は、<u>別表第 1（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第 2）</u>のとおりとする。	(所長その他の職員) 第 2 条 (略) 2 (略) 3 教育集会所に、所務を処理するため、主査（上汐田教育集会所）を置く。 4 ～ 5 (略) (勤務時間の特例等) 第 3 条 <u>主査</u>の勤務時間の特例等は、<u>次</u>のとおりとする。 <table><tr><th colspan="2">勤務時間</th><th>休憩時間</th><th>週休日</th></tr><tr><td><u>A</u></td><td><u>1 日について午前 8 時45分から午後 5 時15分までの間において 7 時間 45分とする。</u></td><td><u>1 日について 45 分とする。</u></td><td><u>月曜日及び 4 週間を通じて 4 日とする。</u></td></tr><tr><td><u>B</u></td><td><u>1 日について午前 8 時45分から午後 5 時30分までの間において 7 時間 45分とする。</u></td><td><u>1 日について 1 時間とする。</u></td><td></td></tr></table> 2 <u>職員</u>の勤務時間、週休日の割振り及び休憩時間の時限は、所長が定める。 3 <u>職員</u>の週休日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更を行うことができる期間（以下「振替可能期間」という。）	勤務時間		休憩時間	週休日	<u>A</u>	<u>1 日について午前 8 時45分から午後 5 時15分までの間において 7 時間 45分とする。</u>	<u>1 日について 45 分とする。</u>	<u>月曜日及び 4 週間を通じて 4 日とする。</u>	<u>B</u>	<u>1 日について午前 8 時45分から午後 5 時30分までの間において 7 時間 45分とする。</u>	<u>1 日について 1 時間とする。</u>	
勤務時間		休憩時間	週休日										
<u>A</u>	<u>1 日について午前 8 時45分から午後 5 時15分までの間において 7 時間 45分とする。</u>	<u>1 日について 45 分とする。</u>	<u>月曜日及び 4 週間を通じて 4 日とする。</u>										
<u>B</u>	<u>1 日について午前 8 時45分から午後 5 時30分までの間において 7 時間 45分とする。</u>	<u>1 日について 1 時間とする。</u>											
2 <u>職員</u>の勤務時間、週休日の割振り及び休憩時間の時限は、所長が定める。 3 <u>職員</u>の週休日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更を行うことができる期間（以下「振替可能期間」という。）	2 <u>主査</u>の勤務時間、週休日の割振り及び休憩時間の時限は、所長が定める。 3 <u>主査</u>の週休日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更を行うことができる期間（以下「振替可能期間」という。）												

は、週休日において特に勤務することを命ずる必要がある日の属する割振単位期間（平成5年3月1日を初日とする4週間ごとの期間をいう。）内とする。業務の必要により、週休日に変更した勤務日又は勤務日のうち勤務時間を割り振ることをやめた半日勤務時間に勤務することを命ずる必要がある場合の振替可能期間についても、同様とする。	は、週休日において特に勤務することを命ずる必要がある日の属する割振単位期間（平成5年3月1日を初日とする4週間ごとの期間をいう。）内とする。業務の必要により、週休日に変更した勤務日又は勤務日のうち勤務時間を割り振ることをやめた半日勤務時間に勤務することを命ずる必要がある場合の振替可能期間についても、同様とする。
---	---

6 名古屋市見晴台考古資料館処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行											
（勤務時間の特例等） 第3条 職員（副館長を除く。以下この条において同じ。）の勤務時間の特例等は、<u>別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者）</u>にあつては、<u>別表第2）</u>のとおりとする。	（勤務時間の特例等） 第3条 職員（副館長を除く。以下この条において同じ。）の勤務時間の特例等は、<u>次のとおりとする。</u> <table><tr><th>職員の範囲</th><th>勤務時間</th><th>休憩時間</th><th>週休日</th></tr><tr><td rowspan="2">全職員</td><td>A 1日について午前8時45分から午後5時30分までの間に<u>ついて7時間45分とする。</u></td><td>1日について1時間とする。</td><td>4週間を通じて8日とする。</td></tr><tr><td>B 1日について午</td><td>1日について45</td><td></td></tr></table>	職員の範囲	勤務時間	休憩時間	週休日	全職員	A 1日について午前8時45分から午後5時30分までの間に <u>ついて7時間45分とする。</u>	1日について1時間とする。	4週間を通じて8日とする。	B 1日について午	1日について45	
職員の範囲	勤務時間	休憩時間	週休日									
全職員	A 1日について午前8時45分から午後5時30分までの間に <u>ついて7時間45分とする。</u>	1日について1時間とする。	4週間を通じて8日とする。									
	B 1日について午	1日について45										

			前 8 時45 分から午 後 5 時15 分までの 間におい て 7 時間 45分とす る。	分とする。	
2 ～ 3	(略)	2 ～ 3	(略)		

7 名古屋市図書館処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行																
（勤務時間の特例等） 第 6 条 職員の勤務時間の特例等は、<u>別表第 1（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第 2）</u>のとおりとする。	（勤務時間の特例等） 第 6 条 職員の勤務時間の特例等は、<u>次</u>のとおりとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>職員の 範囲</th><th>勤務時間</th><th>休憩 時間</th><th>週休日</th></tr><tr><td rowspan="3">中 央 図 書 館</td><td rowspan="2">館長</td><td>A 1 日 につい て午前 8 時45 分から 午後 5 時30分 までの 間にお いて 7 時間45 分とす る。</td><td>1 日 につい て 1 時 間とす る。</td><td rowspan="2">日曜 日及び 4 週間 を通じ て 4 日 とする。</td></tr><tr><td>B 1 日 につい て午前 9 時か ら午後 5 時30 分まで の間に おいて 7 時間 45分と する。</td><td>1 日 につい て 45分 とする。</td></tr><tr><td>副館長、 整理課長 及び庶務 係に勤務 する職員</td><td>A 1 日 につい て午前 8 時45 分から</td><td>1 日 につい て 1 時 間とす る。</td><td>1 週 間につ いて 1 日及び 4 週間</td></tr></table>	名 称	職員の 範囲	勤務時間	休憩 時間	週休日	中 央 図 書 館	館長	A 1 日 につい て午前 8 時45 分から 午後 5 時30分 までの 間にお いて 7 時間45 分とす る。	1 日 につい て 1 時 間とす る。	日曜 日及び 4 週間 を通じ て 4 日 とする。	B 1 日 につい て午前 9 時か ら午後 5 時30 分まで の間に おいて 7 時間 45分と する。	1 日 につい て 45分 とする。	副館長、 整理課長 及び庶務 係に勤務 する職員	A 1 日 につい て午前 8 時45 分から	1 日 につい て 1 時 間とす る。	1 週 間につ いて 1 日及び 4 週間
名 称	職員の 範囲	勤務時間	休憩 時間	週休日													
中 央 図 書 館	館長	A 1 日 につい て午前 8 時45 分から 午後 5 時30分 までの 間にお いて 7 時間45 分とす る。	1 日 につい て 1 時 間とす る。	日曜 日及び 4 週間 を通じ て 4 日 とする。													
		B 1 日 につい て午前 9 時か ら午後 5 時30 分まで の間に おいて 7 時間 45分と する。	1 日 につい て 45分 とする。														
	副館長、 整理課長 及び庶務 係に勤務 する職員	A 1 日 につい て午前 8 時45 分から	1 日 につい て 1 時 間とす る。	1 週 間につ いて 1 日及び 4 週間													

			<u>午後 5 時30分 までの間において 7 時間45 分とする。</u>		<u>を通じて 4 日 とする。</u>
	<u>B</u>	<u>1 日 について 午前 9 時から 午後 5 時30 分までの間において 7 時間 45分とする。</u>		<u>1 日 について 45分 とする。</u>	
<u>奉仕課又は整理課 情報システム係に 勤務する 職員</u>	<u>A</u>	<u>1 日 について 午前 8 時45 分から 午後 5 時30分 までの間において 7 時間45 分とする。</u>		<u>1 日 について 1 時 間とす る。</u>	<u>1 週 間につ いて 1 日及び 4 週間 を通じ て 4 日 とする。</u>
	<u>B</u>	<u>1 日 について 午前 10時30 分から 午後 7 時15分 までの間において 7 時間45 分とす る。</u>			
	<u>C</u>	<u>1 日 について 午前 11時30 分から 午後 8 時15分 までの間において 7 時間45 分とす る。</u>			
	<u>D</u>	<u>1 日につ いて 午 前 9 時 から 午 後 5 時 30分ま での間 におい</u>		<u>1 日 につい て 45分 とする。</u>	

			て7時 間45分 とする。		
		E	1日 につい て午前 10時45 分から 午後7 時15分 までの 間にお いて7 時間45 分とす る。		
		F	1日 につい て午前 11時45 分から 午後8 時15分 までの 間にお いて7 時間45 分とす る。		
	整理課収 集整理係 に勤務す る職員	A	1日 につい て午前 8時45 分から 午後5 時30分 までの 間にお いて7 時間45 分とす る。	1日 につい て1時 間とす る。	日曜 日及び 土曜日 とする。
		B	1日 につい て午前 9時か ら午後 5時30 分まで の間に おいて 7時間 45分と する。	1日 につい て45分 とする。	
分 館	全職員	A	1日 につい て午前 8時30 分から 午後5 時15分 までの 間にお いて7 時間45 分とす る。	1日 につい て1時 間とす る。	1週 間につ いて1 日及び 4週間 を通じ て4日 とする。

			B	1 日 につい て午前 8 時45 分から 午後 5 時30分 までの 間にお いて 7 時間45 分とす る。		
			C	1 日 につい て午前 10時30 分から 午後 7 時15分 までの 間にお いて 7 時間45 分とす る。		
			D	1 日 につい て午前 8 時45 分から 午後 5 時15分 までの 間にお いて 7 時間45 分とす る。		1 日 につい て45分 とする。
			E	1 日 につい て午前 9 時か ら午後 5 時30 分まで の間に おいて 7 時間 45分と する。		
			F	1 日 につい て午前 10時45 分から 午後 7 時15分 までの 間にお いて 7 時間45 分とす る。		
2 ～ 4	(略)					

8 名古屋市博物館処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行																							
（勤務時間の特例等） 第 6 条 職員の勤務時間の特例等は、<u>別表第 1（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者）</u>あつては、<u>別表第 2）</u>のとおりとする。	（勤務時間の特例等） 第 6 条 職員の勤務時間の特例等は、<u>次のとおりとする。</u> <table><tr><th>名 称</th><th>職員の 範囲</th><th colspan="2">勤務時間</th><th>休憩 時間</th><th>週休日</th></tr><tr><td rowspan="4">博 物 館 （ 分 館 を 除 く ）</td><td rowspan="2">副館長</td><td>A</td><td><u>1 日 につい て午前 8 時45 分から 午後 5 時30分 までの 間にお いて7 時間45 分とす る。</u></td><td><u>1 日 につい て1 時 間とす る。</u></td><td rowspan="2"><u>1 週 間につ いて1 日及び 4 週間 を通じ て4 日 とする。</u></td></tr><tr><td>B</td><td><u>1 日 につい て午前 9 時か ら午後 5 時30 分まで の間に おいて 7 時間 45分と する。</u></td><td><u>1 日 につい て45分 とする。</u></td></tr><tr><td rowspan="2">その他の 職員</td><td>A</td><td><u>1 日 につい て午前 8 時45 分から 午後 5 時30分 までの 間にお いて7 時間45 分とす る。</u></td><td><u>1 日 につい て1 時 間とす る。</u></td><td rowspan="2"><u>4 週 間を通 じて8 日とす る。</u></td></tr><tr><td>B</td><td><u>1 日 につい て午前 9 時か ら午後 5 時30</u></td><td><u>1 日 につい て45分 とする。</u></td></tr></table>	名 称	職員の 範囲	勤務時間		休憩 時間	週休日	博 物 館 （ 分 館 を 除 く ）	副館長	A	<u>1 日 につい て午前 8 時45 分から 午後 5 時30分 までの 間にお いて7 時間45 分とす る。</u>	<u>1 日 につい て1 時 間とす る。</u>	<u>1 週 間につ いて1 日及び 4 週間 を通じ て4 日 とする。</u>	B	<u>1 日 につい て午前 9 時か ら午後 5 時30 分まで の間に おいて 7 時間 45分と する。</u>	<u>1 日 につい て45分 とする。</u>	その他の 職員	A	<u>1 日 につい て午前 8 時45 分から 午後 5 時30分 までの 間にお いて7 時間45 分とす る。</u>	<u>1 日 につい て1 時 間とす る。</u>	<u>4 週 間を通 じて8 日とす る。</u>	B	<u>1 日 につい て午前 9 時か ら午後 5 時30</u>	<u>1 日 につい て45分 とする。</u>
名 称	職員の 範囲	勤務時間		休憩 時間	週休日																			
博 物 館 （ 分 館 を 除 く ）	副館長	A	<u>1 日 につい て午前 8 時45 分から 午後 5 時30分 までの 間にお いて7 時間45 分とす る。</u>	<u>1 日 につい て1 時 間とす る。</u>	<u>1 週 間につ いて1 日及び 4 週間 を通じ て4 日 とする。</u>																			
		B	<u>1 日 につい て午前 9 時か ら午後 5 時30 分まで の間に おいて 7 時間 45分と する。</u>	<u>1 日 につい て45分 とする。</u>																				
	その他の 職員	A	<u>1 日 につい て午前 8 時45 分から 午後 5 時30分 までの 間にお いて7 時間45 分とす る。</u>	<u>1 日 につい て1 時 間とす る。</u>	<u>4 週 間を通 じて8 日とす る。</u>																			
		B	<u>1 日 につい て午前 9 時か ら午後 5 時30</u>	<u>1 日 につい て45分 とする。</u>																				

			<u>分までの間に おいて7時間 45分とする。</u>		
蓬 左 文 庫	全職員	A	<u>1日 について午前 8時45 分から午後5 時30分 までの間に おいて7時間 45分とする。</u>	<u>1日 について1時 間とする。</u>	<u>4週 間を通 じて8 日とす る。</u>
		B	<u>1日 について午前 9時から午後 5時30 分までの間に おいて7時間 45分とする。</u>	<u>1日 について45分 とする。</u>	
秀 吉 清 正 記 念 館	全職員 (第2条 第4項の 館長を除 く。)	A	<u>1日 について午前 8時45 分から午後5 時30分 までの間に おいて7時間 45分とする。</u>	<u>1日 について1時 間とする。</u>	<u>4週 間を通 じて8 日とす る。</u>
		B	<u>1日 について午前 9時から午後 5時30 分までの間に おいて7時間 45分とする。</u>	<u>1日 について45分 とする。</u>	

2 ～ 4 (略)

2 ～ 4 (略)

9 名古屋市美術館処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(勤務時間の特例等)	(勤務時間の特例等)

第 5 条 職員の勤務時間の特例等は、別表第 1（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者）にあっては、別表第 2）のとおりとする。

第 5 条 職員の勤務時間の特例等は、次のとおりとする。

職員の 範囲	勤務時間		休憩時間	週休日
副館長	A	1 日に ついて午 前 8 時45 分から午 後 5 時30 分までの 間におい て 7 時間 45分とす る。	1 日に ついて 1 時間とす る。	1 週 間につ いて 1 日及び 4 週間 を通じ て 4 日 とする。
	B	1 日に ついて午 前 9 時か ら午後 5 時30分ま での間に おいて 7 時間45分 とする。	1 日に ついて 45 分とする。	
その他の 職員	A	1 日に ついて午 前 8 時45 分から午 後 5 時30 分までの 間におい て 7 時間 45分とす る。	1 日に ついて 1 時間とす る。	4 週 間を通 じて 8 日とす る。
	B	1 日に ついて午 前 11 時30 分から午 後 8 時15 分までの 間におい て 7 時間 45分とす		

			る。		
		C	1 日に ついて午 前 9 時か ら午後 5 時30分ま での間に おいて 7 時間45分 とする。	1 日に ついて45 分とする。	
		D	1 日に ついて午 前11時45 分から午 後 8 時15 分までの 間におい て 7 時間 45分とす る。		
2 ～ 4	(略)	2 ～ 4	(略)		

10 名古屋市科学館処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行								
（勤務時間の特例等） 第 6 条 職員の勤務時間の特例等は、<u>別表第 1（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第 2）</u>のとおりとする。	（勤務時間の特例等） 第 6 条 職員の勤務時間の特例等は、<u>次</u>のとおりとする。 <table><tr><th><u>職員の 範囲</u></th><th><u>勤務時間</u></th><th><u>休憩時間</u></th><th><u>週休日</u></th></tr><tr><td><u>副館長</u></td><td><u>A</u> <u>1 日に</u> <u>ついて午</u> <u>前 8 時45</u> <u>分から午</u> <u>後 5 時30</u> <u>分までの</u> <u>間におい</u> <u>て 7 時間</u> <u>45分とす</u> <u>る。</u></td><td><u>1 日に</u> <u>ついて 1</u> <u>時間とす</u> <u>る。</u></td><td><u>1 週</u> <u>間につ</u> <u>いて 1</u> <u>日及び</u> <u>4 週間</u> <u>を通じ</u> <u>て 4 日</u> <u>とする。</u></td></tr></table>	<u>職員の 範囲</u>	<u>勤務時間</u>	<u>休憩時間</u>	<u>週休日</u>	<u>副館長</u>	<u>A</u> <u>1 日に</u> <u>ついて午</u> <u>前 8 時45</u> <u>分から午</u> <u>後 5 時30</u> <u>分までの</u> <u>間におい</u> <u>て 7 時間</u> <u>45分とす</u> <u>る。</u>	<u>1 日に</u> <u>ついて 1</u> <u>時間とす</u> <u>る。</u>	<u>1 週</u> <u>間につ</u> <u>いて 1</u> <u>日及び</u> <u>4 週間</u> <u>を通じ</u> <u>て 4 日</u> <u>とする。</u>
<u>職員の 範囲</u>	<u>勤務時間</u>	<u>休憩時間</u>	<u>週休日</u>						
<u>副館長</u>	<u>A</u> <u>1 日に</u> <u>ついて午</u> <u>前 8 時45</u> <u>分から午</u> <u>後 5 時30</u> <u>分までの</u> <u>間におい</u> <u>て 7 時間</u> <u>45分とす</u> <u>る。</u>	<u>1 日に</u> <u>ついて 1</u> <u>時間とす</u> <u>る。</u>	<u>1 週</u> <u>間につ</u> <u>いて 1</u> <u>日及び</u> <u>4 週間</u> <u>を通じ</u> <u>て 4 日</u> <u>とする。</u>						

<u>B</u>	<u>1 日に</u> <u>ついて午</u> <u>前 9 時か</u> <u>ら午後 5</u> <u>時30分ま</u> <u>での間に</u> <u>おいて 7</u> <u>時間45分</u> <u>とする。</u>	<u>1 日に</u> <u>ついて45</u> <u>分とする。</u>
<u>C</u>	<u>1 日に</u> <u>ついて午</u> <u>前11時15</u> <u>分から午</u> <u>後 8 時ま</u> <u>での間に</u> <u>おいて 7</u> <u>時間45分</u> <u>とする。</u>	<u>1 日に</u> <u>ついて 1</u> <u>時間とす</u> <u>る。</u>
<u>D</u>	<u>1 日に</u> <u>ついて午</u> <u>前11時15</u> <u>分から午</u> <u>後 7 時45</u> <u>分までの</u> <u>間におい</u> <u>て 7 時間</u> <u>45分とす</u> <u>る。</u>	<u>1 日に</u> <u>ついて45</u> <u>分とする。</u>
<u>E</u>	<u>1 日に</u> <u>ついて午</u> <u>後 0 時15</u> <u>分から午</u> <u>後 9 時ま</u> <u>での間に</u> <u>おいて 7</u> <u>時間45分</u> <u>とする。</u>	<u>1 日に</u> <u>ついて 1</u> <u>時間とす</u> <u>る。</u>
<u>F</u>	<u>1 日に</u> <u>ついて午</u> <u>後 0 時15</u> <u>分から午</u> <u>後 8 時45</u> <u>分までの</u> <u>間におい</u> <u>て 7 時間</u> <u>45分とす</u> <u>る。</u>	<u>1 日に</u> <u>ついて45</u> <u>分とする。</u>

<u>その他の職員</u>	<u>A</u>	<u>1 日に ついて午前 8 時45 分から午後 5 時30 分までの 間において 7 時間 45分とする。</u>	<u>1 日に ついて 1 時間とする。</u>	<u>4 週 間を通じて 8 日とする。</u>
	<u>B</u>	<u>1 日に ついて午前 9 時から午後 5 時30分までの間に おいて 7 時間45分 とする。</u>	<u>1 日に ついて45 分とする。</u>	
	<u>C</u>	<u>1 日に ついて午前11時15 分から午後 8 時ま での間に おいて 7 時間45分 とする。</u>	<u>1 日に ついて 1 時間とする。</u>	
	<u>D</u>	<u>1 日に ついて午前11時15 分から午後 7 時45 分までの 間において 7 時間 45分とする。</u>	<u>1 日に ついて45 分とする。</u>	
	<u>E</u>	<u>1 日に ついて午後 0 時15 分から午後 9 時ま での間に おいて 7 時間45分 とする。</u>	<u>1 日に ついて 1 時間とする。</u>	

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--